

困ったらまずはこちら

市川市

# 空家の相談

無料

市川市では、「市川市空家等の有効活用等に関する相談業務協定」を一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会市川支部・公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部と締結し、空家等の活用について無料相談を実施しています。

1

空家・空き地の状態から  
活用方法等の提案



2

売買  
賃貸 適正管理



3

リフォーム  
増改築 解体等



相談の際は事前にお申し込みください

## 書面での申込み

「空家等の有効活用等に関する  
相談申込兼情報提供同意書」(右記2次元コード)  
に必要事項を記入してご提出ください



持参の場合 ▶ 市川市役所第2庁舎2階 空家対策課  
郵送の場合 ▶ 〒272-0023 千葉県市川市南八幡2-20-2  
市川市 空家対策課

▶ 申込後、協定団体の相談員より連絡させていただきます

- ・市内に空家を所有している方及びその親族の方が対象となります
- ・現地調査は簡易なものになります
- ・申し込み状況により、相談までに日時を要する場合があります
- ・現地調査の場合は空家の鍵を持参ください

## インターネットでの申込み



▲こちらから

## 街の不動産業者等の空家相談

右記のステッカーが貼ってある事業者は、空家対策に賛同しています。  
お気軽にご相談ください。

このステッカーが目印▶



空家対策を支援します

# 補助金について

市川市では、空家の活用促進や状態の悪い特定空家の除却促進を目的とするさまざまな助成制度がありますのでご活用ください。

## 特定空家除却・跡地活用

特定空家を除却し、跡地を市に無償で10年間以上無償貸与することを条件に除却工事費の一部

補助額  
除却費用の  $\frac{1}{2}$  (上限 100万円)

## 不燃化・耐震化推進地域特定空家除却

木造住宅等が密集する地区等に存する特定空家の除却工事費の一部

補助額  
除却費用の  $\frac{1}{2}$  (上限 50万円)

## 無接道敷地特定空家除却

再建築が困難な敷地に存する特定空家を隣地所有者が購入し、除却する際の工事費の一部

補助額  
除却費用の  $\frac{1}{2}$  (上限 100万円)

## 地域活性化施設への改修

空家を地域活性化に資する目的(児童厚生施設、老人福祉センター等)で利用するために改修する際の工事費の一部

補助額  
改修費用の  $\frac{1}{2}$  (上限 100万円)

## 地域活性化施設への改修の際の家財道具処分

地域活性化施設への改修の際の家財道具の整理処分費用の一部

補助額  
処分費用の  $\frac{1}{2}$  (上限 20万円)

## 転入する子育て世帯が居住を目的とする空家の改修

転入する子育て世帯が自己の居住の用とする空家の改修費用の一部

補助額  
改修費用の  $\frac{1}{2}$  (上限 50万円)

## 市内の子育て世帯が居住を目的とする空家の改修

市内に居住する子育て世帯が自己の居住の用とする空家の改修費用の一部

補助額  
改修費用の  $\frac{1}{2}$  (上限 25万円)

## 空家状況調査

マッチング制度に登録した空家を除却するか活用するための状況調査(インスペクション)費用の一部

補助額  
調査費用の  $\frac{1}{2}$  (上限 5万円)

要件等詳細や対象地区につきましては市公式Webサイト(右記2次元コード)からご確認ください。

なお、申請総額が予算枠を超えた時点で受付終了となります。

申請に関する相談や問合せは市川市 空家対策課までご連絡ください。

市公式Webサイト ▶

